

特定技能 ミャンマー人材 受け入れガイドブック

特定技能ミャンマー人材を
受け入れてみませんか？



特定技能ミャンマー人材受け入れガイドブック

はじめに

近年、日本は少子高齢化の進行、生産年齢人口の急激な減少により、未曾有の人材不足に直面する業界が増えてまいりました。

そこで日本政府は人材不足対策として、2019年4月に新たなる外国人在留資格「特定技能」と創設しました。

深刻化する人材不足に対応するために、外国人雇用が当たり前となるであろう日本において、今後ますます広がりが見込まれる在留資格です。

「特定技能」ミャンマー人材受け入れガイドブックでは、人材紹介会社、登録支援機関および受け入れ期間の皆様に向けて、特定技能制度についての説明と、

ミャンマー・ユニティが送り出す特定技能ミャンマー人材についてご紹介いたします。

第1章 特定技能制度について

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① 特定技能制度の概要 | ⑤ 分野別運用方針について |
| ② 在留資格について | ⑥ 受け入れ機関と登録支援機関について |
| ③ 特定技能外国人の基準 | ⑦ 1号特定技能外国人に対する支援について |
| ④ 特定技能外国人を受け入れる分野 | ⑧ 技能実習と特定技能の制度比較（概要） |

第2章 ミャンマーの特徴

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① ミャンマーの基本情報 | ② 特定技能でミャンマー人が注目される理由 |
|--------------|-----------------------|

第3章 ミャンマー・ユニティの特徴

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① ミャンマー・ユニティが選ばれる理由 | ② 特定技能1号受け入れの流れ |
|---------------------|-----------------|

① 特定技能制度の概要

特定技能は、2019年4月1日より新たに導入された外国人の在留資格で、特定産業16分野において外国人の就労が認められる制度です。

特定技能制度の目的・趣旨は、中小・小規模事業者をはじめとした、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

しばしば比較対象となる、在留外国人の中でも2番目に多い「技能実習」が「発展途上国への技術移転」を目的としていることに対し、「特定技能」は「日本における人材不足の解消」が目的であるということが、前提として異なる点となっています。

特定技能は人材不足解消を目的としていることから、受け入れる産業・職種に対する一定の技能および日本語レベルを有した外国人を雇用できるというメリットがあります。

人手不足が深刻な特定産業分野

介護	ビルクリーニング
工業製品製造	建設
造船・舶用工業	自動車整備
航空	自動車運送業
鉄道	宿泊
農業	林業
木材産業	漁業
飲食料品製造業	外食業



日本で活躍



特定技能外国人

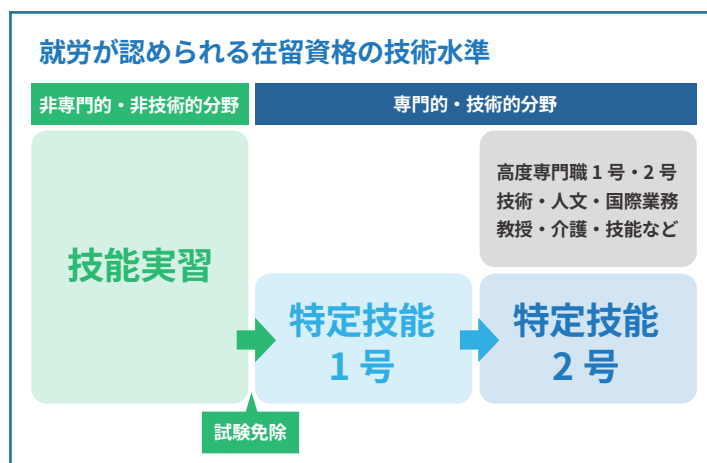
② 在留資格について

在留資格「特定技能」は、以下の2種類があります。

特定技能 1 号	特定技能 2 号
特定産業分野に属する 相当程度の知識又は経験を 必要とする技術を要する業務に従事する 外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する 熟練した技術を要する業務に従事する 外国人向けの在留資格
在留期間 1年、6ヵ月又は4ヵ月ごとの更新 通算で上限5年まで	在留期間 3年、1年又は6ヵ月ごとの更新
技能水準 試験等で確認 ※	技能水準 試験等で確認
日本語能力水準 生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認 ※	日本語能力水準 試験等での確認は不要
家族の帯同 基本的に認められない	家族の帯同 要件を満たせば可能（配偶者、子）
受け入れ機関又は登録支援機関による支援 対象	受け入れ機関又は登録支援機関による支援 対象外

※試験が不要なケース

特定技能は技能実習の上位資格です。
技能実習2号修了者が特定技能に在留資格を
変更する場合は試験等が免除となります。
参考) 右図「就労が認められる在留資格の技術水準」



③ 特定技能外国人の基準

特定技能外国人の基準

- 18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- 保証金の徴収等をされていないこと
- 外国の機関に費用を払っている場合は、額・内容を十分に理解して機関との間で合意していること
- 送り出し国で遵守すべき手続きが定められている場合は、その手続きをへていること
- 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- 分野に特有の基準に適合すること（分野所管省庁の定める告示で規定）

特定技能1号のみの基準

- 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他評価方法により証明されていること（ただし技能実習2号を良好に修了しているものであり、かつ、技能実習において修得した技術が従事しようとする業務において要する技術と関連性があると認められる場合はこれに該当する必要がない）
- 特定技能1号での在留期間が通年して5年に達していないこと

特定技能2号のみの基準

- 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められていること

④ 特定技能外国人を受け入れる分野

特定技能外国人を受け入れる分野は、生産性向上や国内人材確保のための取り組みを行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）です。

具体的な特定産業分野および所管省庁については、以下のように定められています。

厚生労働省

介護

ビルクリーニング

経済産業省

工業製品製造

国土交通省

建設

造船・船用工業

自動車整備

自動車運送業

鉄道

航空

宿泊

農林水産省

農業

林業

木材産業

飲食料品製造業

外食業

⑤ 分野別運用方法について【厚生労働省所管】

① 介護分野

特定技能2号移行 ×

人材基準	技能試験	介護技能評価試験
	日本語試験	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上 介護日本語評価試験
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） <small>※訪問系サービスは対象外</small>
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> 厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 事業所単位での受入れ人数枠の設定

② ビルクリーニング分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> 建築物内部の清掃
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> 厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること

⑤ 分野別運用方法について【経済産業省所管】

③ 工業製品製造業

※赤字の業種は1号のみ

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	製造分野特定技能1号評価試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験N4以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素形材産業 ・ 金属表面処理業 ・ プラスチック製品製造業 ・ 陶磁器製品製造業 ・ RPF製造業 ・ 産業機械製造業 ・ 鉄鋼業 ・ 紙器・段ボール箱製造業 ・ 繊維業 ・ 印刷・同関連業 ・ 電気・電子情報関連産業 ・ 金属製サッシ・ドア製造業 ・ コンクリート製品製造業 ・ 金属製品塗装業 ・ こん包業
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・ 経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	業種ごとの要件	
	印刷・同関連業	全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること。
	こん包業	日本梱包工業組合連合会に所属していること
	繊維業	<p>既存製造業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣契約ではないこと ・ 受入企業の産業分野（日本標準産業分類で限定） ・ 特定技能の「受入れ協議・連絡会」の構成員であること ・ 経産省、協議・連絡会の指導、報告徴収等に協力すること <p>繊維業の追加要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること ・ 勤怠管理を電子化していること ・ パートナーシップ構築宣言の実施 ・ 特定技能外国人の給与を月給制とする

⑤ 分野別運用方法について【国土交通省所管（1/4）】

4 建設分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験		建設分野特定技能1号評価試験
	日本語試験		国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
業務区分	土木	主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 型枠施工 ・とび ・土木 ・トンネル推進工 建設機械施工 ・コンクリート圧送 ・海洋土木工 ・鉄筋施工
		想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業
	建築	主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 型枠施工 ・とび ・土工 ・コンクリート圧送 ・建築板金 屋根ふき ・吹付ウレタン断熱 ・内装仕上げ ・鉄筋施工 鉄筋継手 ・左官 ・建築大工 ・表装 その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替又は係る作業
		想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業
	ライフライン・設備	主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信 ・保温保冷 ・配管 ・建築板金 その他、ライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業
		想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

5 宿泊分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験		宿泊業技能測定試験
	日本語試験		国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務		<ul style="list-style-type: none"> フロント、企画／広報、接客、レストランサービス等の宿泊 サービスの提供
	受入れ機関に対して特に課す条件		<ul style="list-style-type: none"> 国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること 「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること 風俗営業関連の施設に該当しないこと 風俗営業関連の接待を行わせないこと

⑤ 分野別運用方法について【国土交通省所管（2/4）】

⑥ 造船・舶用工業分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	造船・舶用工業分野特定技能1号試験等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接 ・塗装 ・鉄鋼 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること

⑦ 自動車整備分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	自動車整備分野特定技能評価試験等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両方に基づく認証を受けた事業場であること

⑧ 航空分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	特定技能評価試験 (航空分野・空港グランドハンドリング、航空機整備)
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務）手荷物・貨物取扱業務等 ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること

⑤ 分野別運用方法について【国土交通省所管（3/4）】

⑨ 自動車運送業分野

特定技能2号移行 ×

区分	技能水準		日本語能力	従事する業務
	運転免許	特定技能試験	日本語試験	
トラック	第一種運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価 試験（トラック）	国際交流基金日本語基礎テスト、 又は、日本語能力試験 N4 以上	運行管理者の指導・監督の下、貨物自動車運送 事業における運行の前後点検、安全な運行、 乗務記録の作成、荷崩れを防止する貨物の積付け等
タクシー	第二種運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価 試験（タクシー）	日本語能力試験 N3 以上	運行管理者の指導・監督の下、一般乗用旅客自動車 運送事業における運行の前後点検、安全な運行、 乗務記録の作成、乗客対応等
バス	第二種運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価 試験（バス）	日本語能力試験 N3 以上	運行管理者の指導・監督の下、一般乗合旅客自動車 運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅 客自動車運送事業における運行の前後点検、 安全な運行、乗務記録の作成、乗客対応等

受入れ機関に対して特に課す条件

- ・国土交通省が設ける「自動車運送業分野特定技能協議会」に加入すること（登録支援機関に委託する場合は、登録支援機関も協議会の構成員であることが必要）
- ・国土交通省またはその委託を受けた者が行う調査や指導に対して、必要な協力を行うこと
- ・タクシー運送業及びバス運送業の企業（特定技能所属機関）は、受け入れ予定の特定技能外国人に対し、新任運転者研修を実施すること
- ・運転者職場環境良好度認証制度の認証または安全性優良事業所（G マーク）を保有すること

⑤ 分野別運用方法について【国土交通省所管（4/4）】

10 鉄道分野

特定技能2号移行 ×

区分	技能評価試験	日本語能力試験	従事する業務
軌道整備	鉄道分野特定技能 1号評価試験（軌道整備）	国際交流基金日本語基礎テスト、 又は、日本語能力試験 N4 以上	軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等
電気設備 整備	鉄道分野特定技能 1号評価試験（電気設備整備）		電路設備、変電所等設備、信号保安設備等の新設、 改良、修繕に係る作業・検査業務等
車両整備	鉄道分野特定技能 1号評価試験（車両整備）		鉄道車両の整備業務等
車両製造	鉄道分野特定技能 1号評価試験（車両製造）		鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等
運輸係員	鉄道分野特定技能 1号評価試験（運輸係員）	日本語能力試験 N3 以上 そのほか日本語教育の B1 相当 以上の水準と認められるもの	駅係員、車掌、運転士等

受入れ機関に対して特に課す条件

- ・ 鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。
- ・ 国土交通省が設置する鉄道分野特定技能協議会の構成員になること。
- ・ 鉄道分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ・ 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
- ・ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

⑤ 分野別運用方法について【農林水産省所管（1/3）】

⑪ 農業分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	農業技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・ 畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・ 農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・ 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・ 労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること

⑫ 漁業分野 ※漁業分野の送り出しについては事前にお問合せください。

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	漁業技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索 漁具・漁労機械の操作、水産動物の採捕 漁獲物の処理・保存、安全衛生の確保等） ・ 養殖業（養殖資材の製作・補修・管理 養殖水産動物の育成管理・収穫・処理 安全衛生の確保等）
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人材を受け入れた日から4ヵ月以内に協議会の構成員になること ・ 協議会（分科会を含む）において競技が調った措置を講じること ・ 協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと

⑤ 分野別運用方法について【農林水産省所管（2/3）】

13 飲食料品製造行分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生）
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> 農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

14 外食業分野

特定技能2号移行 ○

人材基準	技能試験	外食業特定技能1号技能即て試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> 農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 風俗営業関連の営業所に就労させないこと 風俗営業関連の接待を行わせないこと

⑤ 分野別運用方法について【農林水産省所管（3/3）】

15 林業分野

特定技能2号移行 ×

人材基準	技能試験	林業技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	林業（育林、素材生産等）
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が設置する林業特定技能協議会の構成員になること ・協議会において協議が調った措置を講ずること ・協議会に対し、必要な協力を行うこと ・農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導等に対し、必要な協力を行うこと。 ・登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会及び農林水産省に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

16 木材産業分野

特定技能2号移行 ×

人材基準	技能試験	木材産業特定技能1号測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上
その他重要事項	従事する業務	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が設置する木材産業特定技能協議会の構成員になること ・協議会において協議が調った措置を講ずること ・協議会に対し、必要な協力を行うこと ・農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと ・特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること

⑥ 受け入れ機関と登録支援機関について

🏠 受け入れ機関について

受け入れ機関（特定技能所属機関）とは、特定技能外国人を実際に受け入れ、支援する企業・個人事業主等のことです。支援については登録支援機関への委託が可能です。

受け入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）※
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

受け入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施（登録支援機関に委託も可。※全部委託すれば上記の③も満たす。）
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

🏢 登録支援機関について

登録支援機関とは、受け入れ機関（特定技能所属機関）から委託を受け、1号特定技能外国人支援計画の全ての業務を実施する者のことです。

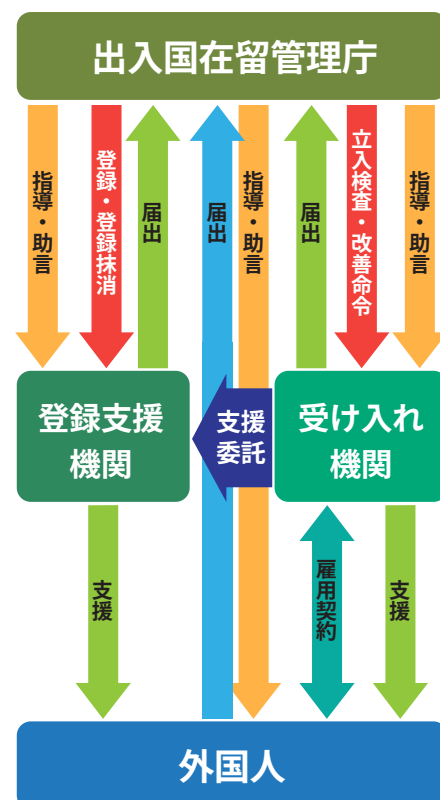
委託を受けた機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることで、「登録支援機関」となることができます。

登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出



7 1号特定技能外国人に対する支援について

受け入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」。）を作成し、当該計画に基づき支援を行う必要があります。

受け入れ機関は支援計画の全部または一部の実施を登録支援機関に委託することができます。

1号特定技能に対する支援

① 事前ガイダンス

- 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前または在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



② 出入国する際の送迎

- 入国時に空港等と事業所や住居への送迎
- 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③ 住居確保・生活に必要な契約支援

- 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④ 生活オリエンテーション

- 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤ 公的手続等への同行

- 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥ 日本語学習の機会の提供

- 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦ 相談・苦情への対応

- 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧ 日本人との交流促進

- 自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

- 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

- 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



※ 特定技能2号については、支援義務がありません。

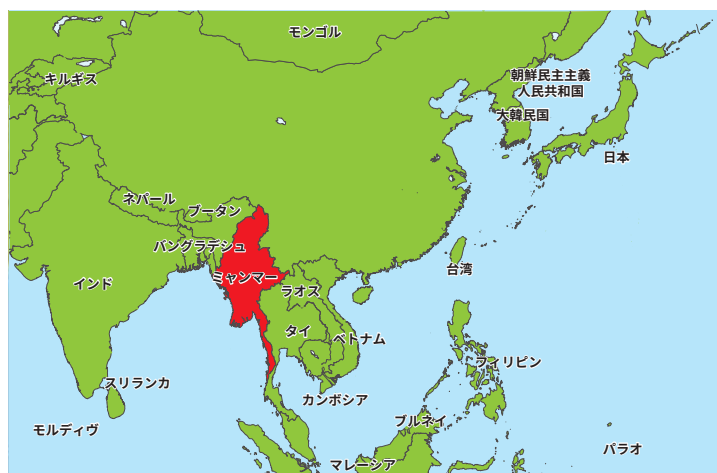
⑧ 技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習	特定技能 1号
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び 技能実習生の保護に関する法律 ／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習 1号：1年以内 技能実習 2号：2年以内 技能実習 3号：2年以内 (合計で最長 5年)	通算 5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
外国人の 日本語水準	なし (介護職種のみ入国時 N4 相当必須)	日本語能力試験 N4 または国際交流基金日本語基礎テスト (介護職種は介護日本語評価試験も必要)
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時 N4 レベルの 日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習 2号を良好に修了した者は試験等免除)
監理団体	あり	なし
支援機関	なし	あり
受け入れ機関の 人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし (介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて講習を受け、及び 技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する 業務に従事する活動（2号・3号） (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能 を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。 実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、 2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験により その技能水準の共通性が確認されている 業務区分間において転職可能

① ミャンマーの基本情報

ミャンマーは、東南アジアインドシナ半島西部に位置する共和制国家です。南西はベンガル湾、南はアンダマン海に面し、南東はタイ、東はラオス、北東と北は中国、北西はインド、西はバングラデシュと国境を接する地に位置します。2011年にテイン・セイン大統領率いる新政権の開始以降民政化が進み、2016年にはアウンサンスーチー氏が率いる国民民主連盟（NLD）が政権を獲得しました。しかし2021年2月に軍事クーデターが発生し、ミン・アウン・フライン国軍総司令官が全権を掌握すると宣言しました。

基本情報			
公式名称	ミャンマー連邦共和国	首都	ネーピードー／ネピドー
国土面積	約 68 万 km ² (日本の約 1.8 倍)	人口	5,797 万人 (2023 年時点)
人口増加率	0.8%前後 (2021 年時点)	1人あたりの GDP	1,292(米ドル、購買力平価) (2021 年)
言語	公用語はビルマ語	識字率	93.1%
日本との時差	-2 時間半	通過	ミャンマーチャット (Kyat)
気候	熱帯気候 酷暑季 (4 月～5 月上旬) 雨季 (5 月中旬～10 月上旬) 乾季 (10 月下旬～3 月)	宗教	仏教 87.9%、キリスト教 6.2%、 イスラム教 4.3%
天然資源	木材や木材製品、銅、スズ、 タングステン、鉄、石油、 天然ガス、翡翠や宝石	主要作物	米、豆類、ゴマ、ゴム、 果物、野菜 等



② 特定技能でミャンマー人が注目される理由

① 日本で働きたい人がたくさんいる

ミャンマーには就職先がなく、日本に行けば就職先がある

2011年まで軍事政権の支配により鎖国状態だったミャンマーは、経済発展の遅れから、依然として農業国です。2021年の軍事クーデター発生により、欧米から経済制裁を受け、欧米企業や日系企業の撤退が相次いでおり、もはや大卒者であっても就職先がなかなかありません。

その一方で、日本は就職先が潤沢で、さらに技術は先進国の高度なものになるため、日本へ行けば就職ができるだけでなく、高度な技術を学べるメリットがあります。

日本ではミャンマーの30～50倍の月収を稼ぐことができる

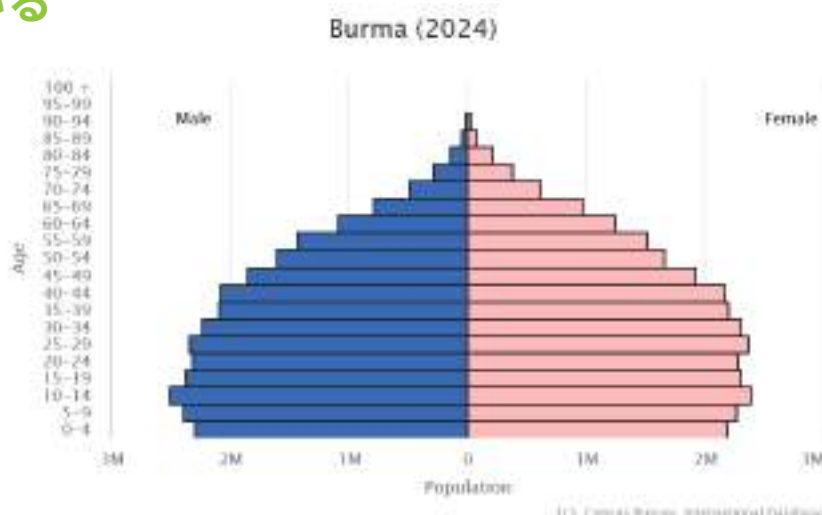
ミャンマー国民の約9割を占める人々は、最大都市のヤンゴンを除く地方に住んでいます。地方で働く人々は給料が非常に安く、日本円で月給5,000円程度という現状です。

2021年の軍事クーデター発生以降、ミャンマーの通貨が暴落し、貨幣価値が対米ドルで3分の1以下の水準に下落しました。国内に産業がほとんどなく、輸入品に頼るミャンマーは物価が急上昇し、クーデター以前の約3倍～5倍と物価が高騰しています。多くのミャンマー人が生活苦と貧困に苦しんでいます。

そのため、ミャンマーで生活することに希望をなくし、海外で働くことを希望する若者が急増しており、就労先として一番人気のある日本で働きたい若者が急増しています。

働き盛りの年代がたくさんいる

現在ミャンマーには、日本に働きに行ける適齢期の人々が約2,000万人います。



② 特定技能でミャンマー人が注目される理由

② ミャンマー人の国民性

“現世で徳を積めば来世で報われる”という仏教の考え方

国民の9割が敬虔な仏教徒で、“現世で徳を積めば来世で報われる”という考え方を信じています。そのような人々が多いため、ミャンマーでは犯罪が少なく日本並みに治安が安定しています。

そして、ミャンマーの人々は、大変な仕事や人の役に立つ仕事をする＝徳を積むことができるという考えを持っている方が多いため、強い忍耐力と暖かい心をもって仕事に励む姿勢が染みついています。

日本人と近い価値観

ミャンマーの人々は心が純粹で、勤勉で真面目な性格の方が多く、また、年上を敬う文化があるため年功序列を意識する習慣があります。

謙譲の精神があり、身勝手な自己主張を避け、協調性のある方が多いため、日本人の価値観に合う国民性だと言えます。

また、初めてミャンマーを訪れた日本人には、ミャンマーの雰囲気や人々に対し「古き良き日本の風景」を思い起こす方が多く、そのことからミャンマーという国そのものが日本と似ているということがわかります。

親日国であり日本を信頼している

2019年に外務省が行った「ASEAN10か国における対日世論調査」によると、ミャンマーにとって「現在重要なパートナーの国」として、日本が最も多い82%の支持を得ました。

これは2番目の中国67%、3番目の韓国54%を大きく上回る結果です。

2011年の民政移管後、日本の投資や存在感が増し、ミャンマーでは日本に興味を持つ人が急増しました。日本文化への関心の高まりや、

自動車など日本ブランドへの強い信頼から、日本に対して好印象を抱く人が多く存在します。



② 特定技能でミャンマー人が注目される理由

③ 日本語習得のスピードが速い

日本語とミャンマー語（ビルマ語）は文法が似ている

日本語とミャンマー語（ビルマ語）は、語順がほぼ同じです。一般の外国語は SVO の語順〈主語 (Subject) - 動詞 (Verb) - 目的語 (Object)〉ですが、日本語とミャンマー語は SOV の語順です。また日本語とミャンマー語は両者ともに助詞を使います。

そのため、日本語習得のためには単語を覚えるだけでよいため、ミャンマー人の方は英語や中国語の習得よりも日本語の習得の方が簡単と感じます。

日本語の発音が上手にできる

ミャンマー語は 280 音で構成されており、その中には日本語の 50 音と似ている発音も多数あります。

そのため、ミャンマー人の方は日本語の発音も難なく習得ができる傾向があり、ミャンマー人の方が話す日本語は他国の人材と比較して、とても聞き取りやすいとされています。日本語が上手に話せることは、職場内でのコミュニケーションに必要な不可欠のため、日本で働く人材としてはミャンマーの方が適していると言えます。



④ 学歴が高く、日本語学習能力が高い

クーデター後、大学を中退して日本に行くために日本語を学び始める学生が急増しました。ミャンマーの大学進学率は約 13%。大学進学者はミャンマーのごくわずかなエリートです。元来、外国語上達には勉強量は欠かせません。彼らは猛勉強をして大学に合格しているので、勉強する意欲が高く、勉強ができる方々ですので、日本語もきちんと勉強をして、上達スピードがとても早いです。

ですから、日本就労希望者の日本語力が他の国よりも圧倒的に高い傾向があります。

② 特定技能でミャンマー人が注目される理由

⑤ 中国の次に日本語学習者が多い

ミャンマーでは空前の日本語学習ブームが起きています。2023年にミャンマーで実施された日本語能力試験（JLPT）の応募者が急増し、年間で初めて20万人を突破しました。



詳しくはこちら

⑥ ベトナムなどアジア各国の経済発展

ベトナム人などアジア各国の方々が日本に働きにくる必要性が低下

現在、在留外国人で「永住者」「特別永住者」に次いで3番目に多い「技能実習」の最大の送り出し国であるベトナムが、近年著しい経済発展により、ベトナム国内での給料水準および技術が向上してきました。

そのため、ベトナム人の方は日本に来る必要性がなくなってきている現状があります。今後さらに経済発展が進めば、優秀なベトナム人は自国でいい仕事に就けるようになるため、ベトナムから優秀な人材を受け入れるのは難しくなってくると考えられます。このような傾向は、発展著しいアジア各国で同様に生じつつあります。

⑦ 円安の進行

ミャンマー通貨大暴落、しかしミャンマーから見ると日本は超円高

そして今、急激な円安が進行し、日本は働く国・留学する国としては、アジア各国から見ると魅力がない国になってしまいました。日本に来てもらう給料が以前に比べると3～4割目減りしており「目指す価値がない国」になりつつあります。

一方、ミャンマーだけは別格です。

軍事クーデター発生後、ミャンマー通貨が5分の1の価値に大暴落したため、ミャンマーから見ると日本は「超円高」で、働く国・留学する国として、以前よりも大幅に魅力が増えています。

① ミャンマー・ユニティが選ばれる理由

① 豊富な求職者・透明性のある募集体制

- ブローカーを一切使わず透明性のある募集を実施
- ミャンマー全土の提携日本語学校より日本で働きたい求職者が紹介される
- 日本語無料オンライン教育によりミャンマー全土から日本で働きたい求職者を募集
- 特定技能候補に対し手数料以外の費用は徴収せず負担に配慮した費用体系

② eラーニングを活用した教育体制

- 『MJ Space』にて日本語 eラーニング動画無料配信
- ミャンマー・ユニティの蓄積されたノウハウによるオリジナル教育コンテンツ
- ミャンマー人求職者はスマートフォンによりいつでもどこでも学習が可能
- 日本語教育コンテンツは N5 ～ N2 レベルまでを網羅
- 2024 年 3 月より、介護日本語評価試験および介護・外食・農業の技能評価試験学習機能を搭載

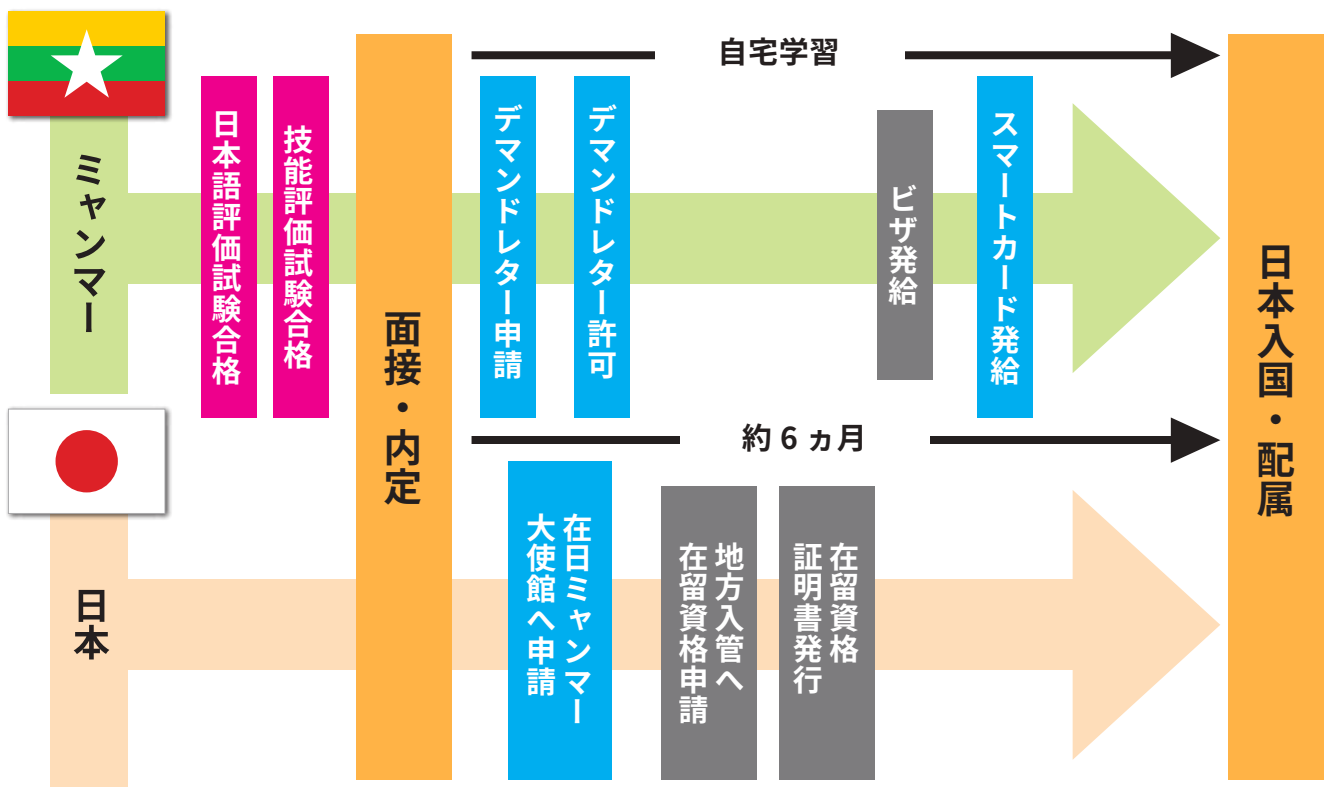
③ サポートオプションあり

- N3 レベルまでの日本語教育および職業訓練は別途お見積りに対応可能
- 入国後のサポートに関しても別途お見積りに対応可能

② 特定技能 1 号受け入れの流れ

ミャンマー・ユニティから特定技能 1 号人材を受け入れる場合の流れ「特定技能資格保有者の場合」をご紹介します。

特定技能 1 号 入国までの流れ（特定技能資格保有者の場合）



● 日本

1. ミャンマー・ユニティと契約締結している有料職業紹介会社と契約していただきます
2. 求人票をご提示いただきます
3. 内定、雇用契約締結
4. 出国、入国手続開始
 - ・ 在日ミャンマー大使館へ申請
 - ・ 地方入管へ在留資格申請
 - ・ 在留資格証明書発行
5. 入国、配属

● ミャンマー

1. 日本語評価試験合格
2. 技能評価試験合格
3. 面接・内定
4. デマンドレター申請
5. デマンドレター許可
6. ビザ発給
7. スマートカード発給
8. 日本入国・配属

特定技能ミャンマー人材受け入れガイドブック

ミャンマー・ユニティ
ホームページはこちら



ミャンマー・ユニティへの
お問い合わせはこちら



お電話でのお問い合わせ

03-5809-2216

【営業時間】 平日 9:00-12:00 / 13:00-17:30



ミャンマー・ユニティ発行

2024年11月版